

■受取人が社員証や健康保険証等、法人に雇用されていることを示すものを持参できない場合

受け取りに行く者(代理人)は法人から委任を受けなくてはなりません。送付された「県公金送金通知書」の裏面(委任状)へ記載例のとおり記入・押印していただいた上で、代理人の住所・氏名が確認できるもの(注1)と印鑑(注2)を御持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。

なお、住所(所在地)、名称(商号)、組織が変更となった場合は、その履歴(変更前後)が確認できる書類(注3)が必要となります。

(注1) 代理人の運転免許証など

(注2) 認印など

(注3) 登記事項証明書など

(記載例) 注)表面と裏面の筆跡及び印鑑が同一の場合は、無効と判断され還付金を受け取れなくなります。

県公金送金通知書				通信欄	
年度	送金通知年月日	送金通知番号	支払	自動車税過誤納還付金	備考
支払場所				収入	印鑑
				印	栃木県会計管理
代理人が記入・押印				本書金額領収しました。 年月日	
住所				代理人の住所・氏名を記入の上押印	
氏名					
様					

注意事項

- 本人以外の方にはお支払いいたし、代理人に受領を委任される場合は、代理人氏名、債権者住所、氏名を記入し、押印してください。表面の受領欄に委任される場合は、代理人自身の住所、氏名を記入し、押印してください。なお、本人以外の同姓の方に委任される場合、表と裏は、別の印鑑を使用してください。
- 受取人が法人の場合は、表面の受領欄には法人名のほかに代表する方の職氏名を記入し、原則として社印及び代表者印を押印してください。また、受取人が個人の場合は、運転免許証などにより、この送金通知書を持参した方が受取人本人であることを確認させて頂くことがあります。なお、受取人の住所、氏名等が変更になっている場合は、変更内容を証明して頂く必要がありますので、変更内容を証明できるもの(住民票の写しや戸籍抄本など)を御持参ください。
- この送金通知書を栃木県外(東)で受領する場合は、支払場所が「足利銀行全店」となると、県外で受領する場合は、支店に御相談ください。

委任状 表面金額の受領を下の代理人に委任し、 代理人 代理人の氏名を記入	債権者 住所 氏名 法人の住所・名称・代表者名を記入の上、 社印及び代表者印を押印
--	---